

工事写真の撮り方の運用について

特記仕様書では、工事写真は「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)による工事写真撮影ガイドブック」によるとしている。

- 営繕工事写真撮影要領(令和5年版)に、工事写真の仕様は以下のように規定されており、この通り運用する。

仕様項目	内 容
有効画素数	100万画素程度から300万画素程度
大きさ	1,200×900程度～2,000×1,500ピクセル程度
ファイル形式	JPEG
色彩	カラー
提出記録媒体	DVD-R、CD-Rのいずれか

- 提出物は上記の電子記録媒体のいずれかと、A4用紙にカラープリントしたものの両方を提出してもらう。
- 提出する記録媒体には、工事完成年度、工事名、工期、請負業社名を記入したラベルを貼る。
- 電子媒体には「工事写真撮影ガイドブック」の建築フォルダ構成例を参考にフォルダを作成し、画像ファイルを整理保存する。
- 写真編集は原則認めない。ただし監督職員の下承を得た場合、回転、パノラマ、明るさ補正程度は認めるものとする。
- 説明文や説明図などをテキストファイル又はビットマップファイルなどに編集する。
- 説明すべき画像データを収めているフォルダに画像ファイルと同一名称(拡張子だけが異なる)ファイルとして保存する。

ex)

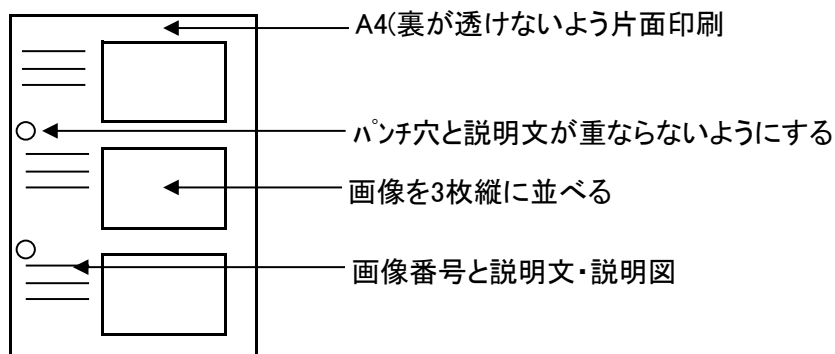
12345678.jpg (画像ファイル)

という名称の画像ファイルを説明するテキストファイル名称

12345678.txt (上記画像ファイルに対応する説明用テキストファイル)

12345678.bmp (上記画像ファイルに対応する説明用ビットマップファイル)

- プリントアウトした画像の番号と、画像データの名称は同一のものとする。
- カラープリントの仕様は、原則として以下のとおりとする。ただし写真管理ソフトを使用する場合、監督職員の下承を得てその仕様とすることが出来る。



- 用紙はプリンターに応じた専用のものとし、コート紙または上質普通紙とする。。